議題5 (委員会決裁事項 (規則第3条第6号))

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた平成 26 年 9 月定例府議会に提出された次の議案(平成 26 年 10 月 9 日追加提出分及び同月 27 日追加提出分) について、本来であれば、教育委員会の議決により意見を決定すべきものである。

しかし、知事への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、 大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。 この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成27年2月20日

大阪府教育委員会

○条例案

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その 他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する 場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(概要)

■改正の理由

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)により、幼保連携型認定 こども園に関する基準については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府/文部科学省/厚生 労働省令第1号。以下「主務省令」という。)に従って、又はこれを参酌して、都道府県、指定都市、中核市が条例で定めることになった。
- 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について定めている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府/文部科学省/厚生労働省告示第2号。以下「主務省告示」という。)についても改正され、都道府県における条例の改正が必要となった。
- 3 学級の編成に関する基準について、地域の実情に応じて認定こども園の設置者が1学級の子どもの数を設定できるようにするため、所要の改正を 行う。

■改正の内容

幼保連携型認定こども園に関する基準について、昨今の府における実態を踏まえ、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第103号)の第1章総則で定める基準で、主務省令等で定められていない基準について採用する。これら以外の基準については、主務省令と府における実態を勘案した結果、適切であると判断したことから、主務省令どおりの基準を定める。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する基準については、昨今の府における実態を踏まえ、主務省令との整合性を踏まえた修正を行ったもの以外のものについては、適切であると判断したことから、主務省告示どおりの基準を定める。

なお、条例の題名については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を新たに加えることから、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」に改正する。

■施行期日

規則で定める日

(理由) 一部改正法の施行の日が、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24年第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

パブリックコメントを実施(①平成26年8月1日から同年9月1日まで ②平成26年9月22日から同年10月1日まで)

■平成26年10月9日提出分と、同月27日提出分との相違点

【9日提出分】 1学級の子どもの数は、35人以下とする。

【27日提出分】 満3歳以上満4歳未満の1学級の子どもの数は25人以下とし、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には35人以下とすることができる。

大阪府認定こども 園 の認定の要件に関する条例の 部を改正する条

(略)

させなければならない。	第五条 満三歳以上の子どもであって、幼稚園と(学級の編制) (略)	要件 外の認定こども園の認定の第二章 幼保連携型認定こども園以	改正後
2 一学級の子どもの数は、満三歳以上満四歳とに少なくとも一人の職員に担当させなけとに少なくとも一人の職員に担当させなけ	する四時間程度の利用時間については、満二第五条 短時間利用児及び長時間利用児には(学級の編制)	(路)	改正前

る。
は、おいの子どもについては三十五人以下とす、一学級の子どもの数は、満三歳以上満四歳末、一学級の子どもの数は、満三歳以上満四歳末の一が扱の子どもの数は、満三歳以上満四歳末にせなければならない。 3

2

- 3 とができる。一学級の子どもの数は、三十五人以下とするこ一学級の子どもの数は、三十五人以下とするこは、満三歳以上満四歳未満の子どもで編制する切に行うことができると知事が認める場合に切に行りの規定にかかわらず、教育及び保育を適
- 4 る。 年齢にある子どもで編制することを原則とす 年齢にある子どもで編制することを原則とす 学級は、学年の初めの日の前日において同じ

第三章 設備及び運営に関する基準幼保連携型認定こども園の

(略)

- (学級の編制)

 (学級の編制)

 (学級の編制)

 (学級の編制)

 (学級の編制)

 (学級の編用の数は、三十五人以下とする。

 おのとする。

 おのとする。

 (学級の園児については三十五人以下とする。

 は、満三歳以上満四歳未満の園児については三十五人以下とする。

 は、満三歳以上満四歳未満の園児で編制する一は、満三歳以上満四歳未満の園児で編制する一は、満三歳以上満四歳末満四歳にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満三歳以上満四歳未満の園児の数は、三十五人以下とすることができる。
- 年齢にある園児で編制することを原則とする。学級は、学年の初めの日の前日において同じ

おおご歳通

十月九日提出分 (全文)

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条大阪府条例第 号

第三条(略)	第二章 幼保連携型認定こども園以外の第二条 (略)	(趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨)		を定める条例並びに設備及び運営に関する基準大阪府認定こども園の認定の要件	改正後
(認定要件)	第二条 (略)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		に関する条例大阪府認定こども園の認定の要件	改正前

設の設備及び運営に関する基準(平成二十六文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、就学前の子どもに関する教育、保育等の総

う。) 第一の一に規定するは 厚生労働省 甲生労働省 内 閣 府 以下「告示」とい

う。) 第一の一に規定する幼稚園 という。) 第一の一に規定する幼稚園 という。) 第一の一に規定するが稚園型認定こど も園(以下「幼稚園型認定こども園」という。) とのいずれかに該当する施設 のうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うはか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とするが稚園型認定こど のうち保育を必要とするが稚園型認定こど

するもの 「建物等」という。)が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該置され「建物等」という。)が一体的に設置され用に供される建物及びその附属設備(以下用、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれのロ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれのロ 口

|十二年法律第二十六号) 第二十三条各号||歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和当該施設を構成する保育所において、満少次のいずれかに該当するもの

口 同法第三十 第五十九条 第五十九条 (五十九条第一項に規定する施設のうち)幼稚園及び認可外保育施設 (児童福祉法 九条第一項に規定する業務を

目的とするもの 労省 令で定める施設を除く。) (法第二条第四項の をいう。 厚文生部

労働省

- 以下同じ。」のそれぞれの用に供される建以下同じ。」のそれでれの用に供される建り下同じ。」のそれでれるに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体構成する幼稚園との緊密な連携協力を構成する幼稚園との緊密な連携協力を連続する幼稚園との緊密な連携協力を開か確保されていること。
- (2) 当該施設を構成する認可外保育施設 以外の満三歳以上の子ども(当該保育所が所 に入所していた子どもを引き続き当該 を園(以下「保育所型認定こども園」とい がも園(以下「保育所型認定こども園」とい とも園(以下「保育所型認定こと。 置した教育及び保育を行うこと。 質した教育及び保育を行うこと。 の三に規定する保育所型認定こ が、当該施設を構成する認可外保育施設 の一 在する市町村における同法第二十四条第 項に規定する保育の実施に対する需要の

保育を行う保育所

保育所に係るものを満たす保育機能施設

2 までに定めるところによる。前項に定めるもののほか、次条から第二十五条前項に定めるもののほか、次条から第二十五条

第四条 幼保連携型認定こども園以外の認定こ(教育及び保育に従事する者の数) ない。

「保育に直接従事する者を置かなければならば、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及という。」には、次の表の上欄に掲げる区分にという。」には、次の表の上欄に掲げる区分にといる。

も 満四歳以上の子ど	未満の子ども	未満の子ども	満一歳 未満の子ど	区分
(略)	(略)	略	(略)	教育及び保育に従事する者の数

「げる目標が達成されるよう保育を行う保育どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲に限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子況に照らして適当と認められる数の子ども

四 告示第一の四に規定する地方裁量型認定四 告示第一の四に規定する地方裁量型認定 という。)児 「認可外施設型認定こども園」という。) 児 「認可外施設型認定こども園」という。) 児 「認可外施設型認定こども園」という。) 児 「認可外施設型認定こども園」という。) 児 「認可外施設型認定」という。) 児 「認可外に関定する地方裁量型認定」という。

2 認定こども園(法第三条第一項又は第三項の 高 法第三条第一項及び第三項の認定の要件は、 方れるものを、保護者の要請に応じ適切に提供 し得る体制の下で行わなければならない。 し得る体制の下で行わなければならない。 し得る体制の下で行わなければならない。 し得る体制の下で行わなければならない。 し得る体制の下で行わなければならない。 し得る体制の下で行わなければならない。 し得る体制の下で行わなければならない。 とが必要と認め がの形でで行わなければならない。 とが必要と認め は、子 2

3

の保育に従事する者を置かなければならない。る区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数第四条(認定こども園には、次の表の上欄に掲げ(保育に従事する者の数)

のうち長時間利用児 満四歳以上の子ども	満三歳以上満四歳に	のうち短時間利用児 満四歳以上の子ども	満三歳以上満四歳に 一時間利用児」とい するもの(以下「短 するもの(以下「短 するもの(以下「短	満たない子ども	ども 満たない子	区分
(略)	(略)	以上 以上	以上 以上 以上	(略)	(略)	保育に従事する者の数

じて常時二人を下回ってはならない。事する者の数は、認定こども園の開園時間を通認定こども園の開園時間を通り、認定こども園に置く教育及び保育に直接従

第五 第五条 満三歳2(学級の編制) (以下「教育及び保育時間相当利用児」という。) に共通する四時間程度の利用時間について以下「教育及び保育時間相当利用児」という。) に共通する四時間程度の利用時間について以下「教育及び保育時間相当利用児」とい育所と同様に一日に八時間程度利用するもの育所と同様に一日に八時間程度利用するもの 同様に 日に四時間程度利用 の子どもであ するも って、 の幼 及び保と

2 一学級の子どもの数は、させなければならない。 三十五人以下とす

年齢 にある子どもで 、学年の 初め 「編制することを原則とすめの日の前日において同じ

3

- (職員の資格等)

 (職員の資格等)

 (職員の資格等) 3

5 4 略)

- 6 接従事する者とすることができる。当該教育及び保育時間相当利用児資格の取得に向けた努力を行って資格の取得に向けた努力を行って
- 認定こども園には、 調理員を置かなけ れ ばな

2

第五条 ばならない。とに少なくとも一人の職員に担当させなけれ以上の子どもについて学級を編制し、各学級ご以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごする四時間程度の利用時間については、満三歳第五条 短時間利用児及び長時間利用児に共通(学級の編制)

- 2 満四歳以る とする。 の子どもの数は、満三歳以上満四歳に 上の子どもにつ どもについては二十五人以下 ては三十五人以下
- 3 ることができる。この場合には、満三歳以上満四歳に満たな切に行うことができると知事 なくとも二人の職員にかかわらず、 前項の規定に か 職員に担当させなけ カコ わ 、当該学級については、第一の場合においては、第一 らず、 教育及び保育を適 ればなら

- 第六条 第四条 (職員の資格)
- 第六条 第四条第一項の規定により認定こども第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳以上置かなければならない職員のうち満三歳以上置かなければならない職員のうち満三歳でおない。 2
- 3 第四条第一項の規定により認定こども園に3 第四条第一項の規定により認定こども園に 3 なもの上に

4 略)

は、保育士の資格を有する者でなければならなは、保育士の資格の取得に向けた努力を行っているも者とすることが困難であるときは、幼稚園教諭の免許状を有する者ののようときは、幼稚園型認定こども園の認定を受い。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受い。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受い。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受い。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受いることができる。 5 どものうち長時間利第二項の規定にか 。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受保育士の資格を有する者でなければならなものうち長時間利用児の保育に従事する者弗二項の規定にかかわらず、満三歳以上の子

っては、調理員を置かないことができる。調理業務の全部を委託する認定こども園にあらない。ただし、第十三条第一項の規定により 十三条第

(建物等の配置) (建物等の配置) (建物等の配置)

(園舎の面積) ときは、この限りでない。 を対し、この限りでない。 を本文及び第十四条)に規定する基準を満たすの子どもの保育を行う場合にあっては第十一の子どもの保育を行う場合にあっては第十一条本文(満二歳未満施設が認可外施設型認定こども園の認定を受める場合又は既存の保育機能も関の認定を受ける場合又は既存の保育機能

を設けなければならない2 前項に定めるもののほ常を行う場合には第十条 (略) 、乳児室又ははか、満二歳未満 はふく室の一番の子ど

第十二条(吹《屋外遊戯場)

り算定した面積を加えた面積以上であるこ三歳未満の子どもについて前号の規定によれ同表の下欄に定める面積に、満二歳以上満二、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞ一(略)

(建物等の配置) (建物等の配置)

(園舎の面積)
(園舎の面積)
(園舎の面積)
(園舎の面積)
(園舎の面積)

(設置すべき施設 設 備

く室を設けなければならない。子どもの保育を行う場合には、乳児2.前項に定めるもののほか、満二歳第十条.(略) 乳児室に 文満た ほな ふい

(保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以 第十一条 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子どもについては、既存施設が幼保連携型認定 こども園又は幼稚園型認定こども園の経育の 満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の 間に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の 面積及び満二歳に満たない子どもの保育の 間に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の 面積を除く。)が第九条本文に規定する基準を 満たすときは、この限りでない。

第十二条(吹《屋外遊戯場)

により算定した面積を加えた面積以上で三歳に満たない子どもについて前号の規れ同表の下欄に定める面積に、満二歳以上、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それ一(略) で規定が表示が

- も園の付近にある適当な場所に代えることが も園の付近にある適当な場所に代えることが 認可外施設型認定こども園にあっては、屋外遊 建物と同一の又は隣接する敷地内になければ 全外遊戲場は、認定こども園の用に供される 3 できる

第十三条 認定こども園は、当該認定こども園の は第十三条 認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の はずるができる。

- る等、栄養士による必要な配慮が行われるこ養の観点からの指導が受けられる体制にあ市町村等の栄養士により、献立等について栄当該認定こども園又は他の施設、保健所、(略)
- ること。 遂行することができる能力を有する者とす衛生面、栄養面等において調理業務を適切にども園における給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を受託する者については、認定こ
- ですることができること。 どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対ピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、子 状態に応じた食事の提供、アレルギー、アト 大きのの手齢及び発達の段階並びに健康
- ること。する計画に基づき食事を提供するようでする計画に基づき食事を提供するようでする計画に基づき食事項を定めた食育に関食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関から、子どもの発育及び発達の過程に応じてから、子どもの健全育成を図る観点
- 保存等の より行 ができる。この場合において、当該認定こども項の規定にかかわらず、調理室を設けないこと る食事の提供について、前項認定こども園の満三歳以 よることとしてもなお当該認定こども園おいては、当該食事の提供について当該方 う認定こども園にあっては、第十条第 て行うことが必要な調理のための加熱 調理機能を有する設備を備えなけ この場合において、 て、前項に規定する方法に個三歳以上の子どもに対す

場型認定こども園、保育所型認定こども園又は 携型認定こども園の認定を受ける場合であって同 であって同項第一号の基準を満たすときは、 同項第二号の基準を満たすことを要さず、既存 同項第二号の基準を満たすことを要さず、既存 同項第二号の基準を満たすときは、 認可外施設型認定こども園の認定を受ける場 になって同項第一号の基準を満たすときは、 の基準を満たすときば、 主認定こども 関項の規定に 園かかれ カ わらず 室認定こども園又は、既存施設が幼保連

こども園にあっては、屋外遊戯場を、次に掲げ ならない。ただし、幼保連携型認定こども園、 ならない。ただし、幼保連携型認定こども園、 ならない。ただし、幼保連携型認定こども園、 ならない。ただし、幼保連携型認定こども園、 は、認定こども園の用に供される のま2 を要しない。 3 一一四 (略)一一四 (略)

第十三条 (調理室) 十三条認定こども園は、当該認定こども園外で調理し、 も園内で調理する方法により行わなければな も園内で調理する方法により行わなければな も園内で調理する方法により行わなければな が、ただし、満三歳以上の子どもに対する は、当該認定こども園の

- できること。できること。できること。できること。できること。はの食事の内容、回数及び時機に適切に対応以能に応じた食事の提供、アレルギー、アト状態に応じた食事の提供、アレルギー、アト
- 五 る計画に基づき、食事の提供を図ること。に関し配慮すべき事項を定めた食育に関す子どもの発育及び発達の過程に応じて食
- 2 設備を備えることができる。調理のための加熱、保存等の当該認定こども園において ては、当該認定こども園は、調理室に代えて認定こども園外で調理し搬入する場合にあ 1の子どもに1前項の規定 対する食事の提供ににより認定こども園 て行うことが必要な 調理機能を有する 調理室に代えて っの て= 当該以

規定にかかわらず、調理室を設けないことがで行う幼稚園型認定こども園は、第十条第一項のに満たない場合においては、当該食事の提供を調理する方法により行う子どもの数が二十人調理する方法により行う子どもに数する食 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食 31 該方法により行うために必要な調理設備を備ども園においては、当該食事の提供について当きる。 この場合において、当該幼稚園型認定こ規定にかかわらず、調理室を設けないことがで えなければならない

(乳児室及びほふく室の面積)

界十五条 認定こども園は、(教育及び保育の計画) 幼保連携 内閣府型認定こども園教育・ 法第六条に基づき、 保育要領 平 成

第十六条 (食事) 合わせるよう配慮し、当該認定こども園の子どできる限り、多様な食品及び調理の方法を組み子どもに食事を提供するときは、その献立は、子どもに食事を提供するときは、その献立は、

- 2 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本行わなければならない。調理は、あらかじめ作成された献立に従って「とも園の子どもの身体の状況及び嗜好を考こども園の子どもの身体の状況及び嗜好を考している。 種類及び調理の方法について栄養並びに認定のでなければならない。のでなければならない。
- 4らない としての食を営む力の育成に努めなけ ればな

第十七条

専門性を十分に活用し、子育て支援事業のう第十八条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、別では、保護者が子育での支援は、保護者が子育でについてのが、保護者が子育でについてのが、保護者が子育でについてのが、保護者が、保護者に対するという。

(乳児室及びほふく室の面積)

(教育及び保育の計画)

(教育及び保育の計画)

(教育及び保育の計画)

(教育及び保育の計画)

第十六条 (略)

(子育て支援事業)

ることが必要と認められるものを、保護者の要対する需要に照らし当該地域において実施すち、その戸在するます。 とする。 する需要に照らし当該地域において実施すその所在する地域における教育及び保育に

2 を満たさなければならない。子育て支援事業の実施に関し、次に掲げる要件が項に定めるもののほか、認定こども園は、 次に掲げる要件

(略)

ての支援を行う民間の団体又は個人と連携うに努める観点から、市町村及び地域で子育地域の人材及び社会資源の活用を図るよ を図ること。

(保育時間並びに開園の日数及び時間) (保育時間並びに開園の日数及び時間) (保育時間並びに開園の日数及び時間といっき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。 を適切に提供できるよう、保護者の労働時間そを適切に提供できるよう、保護者の労働時間そを適切に提供できるよう、保護者の労働時間その地域の実情に応じて定められなければならない。

第二十一条 第二十三条 (略)

認定こども

も園である旨を掲示しなければならない。の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こど二十四条 認定こども園は、その建物又は敷地認定こども園である旨の掲示)

第二十五条(略)(認可外施設型認定こども園の設置者)

及び運営に関する基準幼保連携型認定こども 園の設備

第二十六条 法第十三 (設備運営基準の目的) 育成されることを保障するものとする。受けた職員の指導により、心身ともに健て、素養があり、かつ、適切な養成又は下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境 心身ともに健やかに

紀二十七条 知事は、大(設備運営基準の向上) 設備及び運営の水準を向上させるように勧告こども園に対し、設備運営基準を超えて、その意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定二十七条 知事は、大阪府子ども施策審議会の

> 第十七条 らない。 施に関し、 、次に掲げる要件を満たさなければな認定こども園は、子育て支援事業の実

略)

の団体又は個人と連携を図ること。市町村及び地域で子育て支援を行う民間

状況等を考慮して定められなければならない。を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の子どもに対する保育時間は、一日につき八時間第十八条 認定こども園における保育に欠ける(保育時間並びに開園の日数及び時間)

2 情に応じて定められなければならない。できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供育にではる子ども園の開園日数及び開園時間は、保

第十九条 翌 ならない。子育て支援等に関する情報を開示しなければ子育て支援等に関する情報を開示しなければを適切に選択できるよう、開園日、施設設備、を適切に選択できるよう、開園日、施設設備、

第二十条 第二十二条 (略)

認定こども 園である旨の 表示)

も園である旨の表示をしなければならない。の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こど二十三条(認定こども園は、その建物又は敷地

第二十四条

2 に努めるものとする。知事は、設備運営基準を常に向上させるようすることができる。

- (設備及び運営の向上等)
 (設備及び運営の向上等) 準を低下させてはならない

- を尊重して、その運営を行わなければならな人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格二十九条 幼保連携型認定こども園は、園児の一般原則)
- 2 ない。

 対保連携型認定こども園は、地域社会との交が保連携型認定こども園の運営のに対し、当該幼保連携型認定こども園の運営のに対し、当該幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会との交流の保連携型認定こども園は、地域社会との交
- 3 備を設けなければならない。
 定こども園の目的を達成するために必要な設定にども関の目的を達成するために必要な設

(職員の一般的要件)

男三十一条 満(学級の編制)

- 3|2|年齢学に級 即にある園児で編制することを原則とする。子級は、学年の初めの日の前日において同じ||学級の園児の数は、三十五人以下とする。|

(職員)

- 育教諭をいう。以下同じ。)(次項において「保下同じ。)、指導保育教諭をいう。以下同じ。)、指導保育教諭をいう。以下同じ。)、指導保育教諭をいう。以下同じ。)、指導保育教諭(法第十四条第九項に規定する主幹保育教諭をいう。以下同じ。)、指導保育教諭をいう。以四条第八項に規定する主幹保育教諭をいう。以四条第八項に規定する主幹保育教諭をいう。以四条第八項に規定する主幹保育教諭をいう。以四条第八項に規定する事任の主幹保育教諭をいる。 育教諭等」という。 を一人以上置かなければ
- 2 四条第六項に規定する教頭をいう。以下同じ。)長をいう。以下同じ。)若しくは教頭(法第十任の副園長(法第十四条第四項に規定する副園は別の事情があるときは、保育教諭等は、専ならない。

が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学 をもって代えることができる。 をもって代えることができる。 をもって代えることができる。 をもって代えることができる。 をもって代えることができる。

3 事する職員を置かなければならない。欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下が保連携型認定こども園には、次の表の上欄

周満四歳以上の園	歳未満の園児	歳未満の園児満一歳以上満三	別満一歳未満の園	園児の区分	事でる 職員を置かた。じれにたらた。し
おおむね三十人につき	おおむね二十人につき	おおむね六人につき一人	おおむね三人につき一人	員数	られたけらげし

1|構

- 限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許限の教育及び保育に直接従事する者の数別の教育及び保育に直接従事する者のと限いる。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許をいう。 1において同じ。)を有し、かつ、児童福項に規定する普通免許状をいう。以下備考和二十四年法律第百四十七号)第四条第二の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭の表に定める員数は、副園長(幼稚園 十八条の十八第一項の登録(以下備考1に祉法(昭和二十二年注律等正元 |十二年法律第百六十四号||『じ。)を有し、かつ、児童| つ、見を満ろり、以下備考
- 2 める数を合算した数とする。 児の区分ごとに下欄の園児の数に応じ定 この表に定める員数は 同表の 上欄の園
- 3 この表の満三歳以上満四歳未満の園児
- 原則としてこの表に定める員数を一人増原則としてこの表に定める員数を一人増数を当該員数とする。数を当該員数とする。数を下回るときは、当該学級数に相当する数を下回るときは、当該学級数に相当する。 4 加するものとする。
- 5 ないことができる。
 連携型認定こども園にあっては、調理員を置かの規定により調理業務の全部を委託する幼保の規定により調理業務の全部を委託する幼保なければならない。ただし、第三十五条第四項なければならない。 ってはならない。

 こども園の開園時間を通じて常時二人を下回育に直接従事する職員の数は、幼保連携型認定のが保連携型認定に置く教育及び保
- 6 する主幹養護教諭をいう。)、養護教諭(法第十四条第十一項に規定一 副園長又は教頭 一 副園長又は教頭 一 副園長又は教頭

事務職員をいう。)
三 事務職員(法第十四条第十五項に規定する人) 又は養護助教諭(法第十四条第十八項に規定する養護助教諭をいう。)

三

常上必要と認められる場合は、当該幼保連携型第三十三条 幼保連携型認定こども園は、その運きの職員の基準) (他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねると

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただ及び園庭を備えなければならない。第三十四条 幼保連携型認定こども園には、(園舎及び園庭) 園 舎

- とができる。 特別の事情がある場合は、三階建以上とするこ ただし、
- 3 乳児室、ほふく室、保育室等を三階以上の階に設いう。)は一階に設けるものとする。ただし、を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であって第二号から第八号までに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし、を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし、を満たすときは、保育室等を三階建以上とする場合であって第二号から第八号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けるものとする。 3 けることができる。
-)第二条第九号の二に規定する耐火建築物建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
- に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる設備がに掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分であること。 以上設けられていること。

	階二	階
用 難 避	用常	分区
1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段(同条第三項名号に規定する構造の屋内階段(同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする構造の屋内階段(同条第一項に規定する。)の屋内階段(同条第一項に規定する。)の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニースは付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項条第一項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バル部分に限り、屋内と階段室とは、バーマースを表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	2 月 屋外階段	設備

四 三 保以げ にるれ 前 連下る保け行か号 携こ要保け行か号 型の件連ら距つの	降	聞の日以階四		階三	
携こ要保け行か号 型の件連ら距つの	用難避	用常	用難避	用常	
保連携型認定こども園の調理室の部分が建以下この号において同じ。) 以外の部分と幼がる要件のいずれかに該当するものを除く。に設けられていること。 に設けられていること。 に設けられていること。 に関係連携型認定こども園の調理室(次に掲が保連携型認定こども園の調理室(次に掲げる要件の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至れ、かつ、保育室等の各部分からその一に至れ、かつ、保育室等の各部分からその一に至れ、かつ、保育室等の各部分からその一に至れ、かつ、保育室等の各部分から	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する間条第三項第一号に規定するとは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通に下連絡することとし、かつ、国条第三項第二号、第三号及び第九号室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号室を通じて連絡することとし、かつ、国条第三項第二号、第三号及び第九号室を通じて連絡することとし、かつ、国条第三項第二号、第三号及び第九号室を満たすものとする。)	1 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段、屋内と階段室とは、での部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。) とする。) とする。) もの又はこれに準ずる設備	2 屋外階段 環各号又は同条第三項各号に規定する 環各号又は同条第三項各号に規定する 関係 は 建築基準法施行令第百二十三条第一	ルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。) 2 特避上有効なバルコニー は選上有効なバルコニー お

無基準法第二条第七号に規定する耐火構造無基準法第二条第十号に規定する研究無基準法第二条第十三条第一項に規定する特定防火設備で区一方に防火上有効にダンパーが設けられていること。この場合において、換気、一項に規定する特定防火設備で区一方に防火上有効にダンパーが設けられていること。

こと。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動の 調理用器具の種類に応じて有効な自動の 調理用器具の種類に応じて有効な自動の 調理用器具の種類に応じて有効な自動の 調理用器具の種類に応じて有効な自動の にいう。)でしていること。 五.

七

(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号) 第八条の三第一項の防炎性能を与えるため の処理をいう。)が施されていること。 で設けられる保育室等は、原則として、満三歳 に設けられる保育室等は、原則として、満三歳 に設けられる保育室等は、原則として、満三歳 に設けられる保育室等は、原則として、満三歳 でで可燃性のものについて防炎処理 を対えるない。 が進されていること。 はならない。 位置に設けることを原則とする。 位置に設けることを原則とする。

4

6 5

ぞれ同表の下欄に定める面積 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ それ

一把樂以一	二学及以上	一学級	学級数
じた数に三百二十を加えて得た数	学級数から二を減じた数に百を乗	百八十	面積(平方メートル)

7 次条第八項 た面

次に掲げる面積 のうち い ず n か大きい 面

れぞれ同表の下欄に定める面積次の表の上欄に掲げる学級数に応じ そ

뇌	三学級以		下	二学級以	学級数
乗じた数に四百を加えて得た数	学級数から三を減じた数に八十を	数	乗じた数に三百三十を加えて得た	学級数から一を減じた数に三十を	面積(平方メートル)

- 口 数を乗じて得た面積 三・三平方メートルに満三歳以上の園児
- 幼保連携型認定こども園の位置は、満の園児の数を乗じて得た面積「三・三平方メートルに満二歳以上 上満三歳未
- 8 上適切で、 け ればならない 通園の際安全な環境にこれを定めな そ Ō 運営

(園舎に備えるべき設備) (園舎に備えるべき設備) (園舎に備えるべき設備) (園舎に備えるべき設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。) を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保があるときは、保育室と遊戯室及び職員室とは、それぞれ兼用することができる。 (園舎に備えるべき設備) 第三十五条

職員室

保育室乳児室又はほふく室

八七六五四

- 2
- 連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対る他の学校、社会福祉施設等の調理室においてる他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)で調理する方法により調理する方法を含む。)で調理する方法により調理する方法を含む。)で調理する方法により調理を表れてい物保連携型認定こども園の調理室を兼ねてい 3 る。 調理する方法(第三十七条の規定により、当該 するときは、当該幼保連携型認定こども園内 要とする子どもに該当する園児に食事を提供が保連携型認定こども園において、保育を必る。」の夢に、学彩数を下回ってにならない。
- こども園外で調理し、搬入する方法により行うする食事の提供について、当該幼保連携型認定 ことができる。
- を受託する者との契約内容が確保されていい、衛生面、栄養面等において業務上必要なが、衛生面、栄養面等において業務上必要なが、衛生面、栄養面等において業務上必要なが、衛生で、受託する食事の提供の責任が当該幼 ること
- 当該幼保連携型認定こども園又は 、栄養士による必要な配慮の観点からの指導が受けら村等の栄養士により、献立生認定こども園又は他の施
- 等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状類型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。 四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピ態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給り等、対象を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。
- ることができること。 食事の内容、回数及び時機に適切に対応す

- 五.
- 5
 - 6
- 8
- じて得た面積 満の園児のうちは 一・六 ・六五平方メ ほふく ない園児の数を乗
- ほふく室 三・三平方メー する園児の数を乗じれメートルに満二歳未

- 会議室園児
- ᅦᆏᆈᇑᅴ
- ければならない。保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでな保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなる。幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、

(園具及び教具)

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充し 関及び教具を備えなければならない。 具及び教具を備えなければならない。 具及び教具を備えなければならない。 は衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園 関でである。 は、学級 第三十六条 効保連携型認定こども園には、学級
- 第三十七条の設備の基準) 社会福祉施設等 \dot{O} 設備を兼ねるとき
- 幼保連携型認定こども園は、 その運

所については、この限りでない。

し、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便

は施設等の設備に兼ねることができる。ただ

はないできる。ただ

はないできる。ただ

はないのでは、当該幼保連携型

児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園宮三十八条(幼保連携型認定こども園は、幼保連(教育及び保育の内容に関する計画) ものとする。保育の内容に関する全体的な計画を作成する庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び

- 第三十九条
 - 2
 - 3
- 4

- 第四十条 幼保連携型認定こども園の職員は、常(職員の知識及び技能の向上等) ならない。

 ならない。

 ならない。

 ない技能の修得、維持及び向上に努めなければ及び技能の修得、維持及び向上に努めなければこども園の目的を達成するために必要な知識に自己研鑽に励み、法に定める幼保連携型認定
- 2 ければならない。
 の資質の向上のための研修の機会を確保しなの領質の向上のための研修の機会を確保しない。
 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、そ

- 第四十
- 間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に号において「教育時間」という。)は、四時教育に係る標準的な一日当たりの時間(次
- は、し、園児の心身の発達の程度、季節等に 適切に配慮すること。 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に でいては、教育時間を含む。)は、一日につ き八時間を原則とする子どもに該当する園児に でいては、教育時間を含む。)は、一日につ き八時間を原則とすること。 さ八時間を原則とすること。 さ八時間を原則とすること。 これを定めるものとする。
- 2

(子育て支援事

- 四十二条 援事業のうち、その所在する地域における教育保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支を積極的に支援することを旨として、教育及び本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上 保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の てについての第一義的責任を有するという基保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育四十二条 幼保連携型認定こども園における いて実施することが必要と認められるものを、及び保育に対する需要に照らし当該地域にお
- 一 子育て支援事業に従事する職員について、 掲げる要件を満たさなければならない。― 子育て支援事業に従事する職員について、 掲げる要件を満たさなければならない。― 下で行うものとする。 2
- 上させる体制を整えておくこと。
- ての支援を行う民間の団体又は個人と連携うに努める観点から、市町村及び地域で子育地域の人材及び社会資源の活用を図るよ を図ること

る情報を開示しなければならない。数、開園時間、設備、子育て支援事業等に関すが多様な施設を適切に選択できるよう、開園日第四十三条 幼保連携型認定こども園は、保護者(情報開示)

- (秘密保持等)

 (秘密保持等)

 (秘密保持等)

- (苦情への対応) (苦情への対応) (苦情への対応) (苦情への対応) (苦情への対応) (苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなめの窓口を設置するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するために、苦情を受け付けるたければならない。
- 2

とり親家庭又は低所得家庭の園児、障害のある待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひ第四十六条 幼保連携型認定こども園は、児童虐(入園する園児の選考)

村との連携を図らなければならない。

② 幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必公正に行わなければならない。

図児等特別な配慮が必らない。 2

害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他第四十七条(幼保連携型認定こども園は、非常災人非常災害対策)

発生した場合の補償を円滑に行うことができ該幼保連携型認定こども園において事故等が防犯等に関する体制を整えておくとともに、当関及び安全を確保するため、疾病予防、防災、健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、関児の健康及び安全の確保) るよう、適切な保険又は共済制度に加入してお かなければならない

取扱いをしてはならない。 要する費用を負担するか否かによって、差別的要する費用を負担するか否かによって、差別的第四十九条 幼保連携型認定こども園において(差別的取扱いの禁止)

第五十条 を与える行為をしてはならない。
「だる行為その他当該園児の心身に有害な影響別に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲現工十条」幼保連携型認定こども園の職員は、園の情等の禁止)

え、人格を辱める等その権限を濫用してはならえ、人格を辱める等その権限を濫用してはなら項の規定により懲戒に関し園児の福祉のため項の規定により懲戒に関し園児の福祉のため(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

育 (特別な配慮が必要な園児に対する教育及び保

第五十二条

ればならない。 の保護者の理解及び協力を得るよう努めなけ 連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、そ 連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、そ 連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、そ (保護者との連絡) 第五十三条(保護者との法

(幼保連携型認定こども園である旨の掲示)

なければならない。物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設第五十四条が保連携型認定こども園は、その建

附 則

(施行期日)

→ この条例の施行期日は、規則で定める。

(既存 の幼保連携型認定こども 園以外の認定こども園に関する経過措

きる。 関する法律 認定こども園 規定する認定こども園 に規定する幼保連携型認定こども園をいう。 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五 の第四条の規定にか : (平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。) (就学前 \mathcal{O} の子どもに関する教育、 かわらず、施行日の前日において現に存する幼保連携型 職員の配置については、なお従前の例によることが 以下同じ。)以外の同条第六項に 保育等の総合的な提供の推進に 第二条第七 年間は 項

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

- 3 $\overset{\text{U}}{\circ}$ 二項に規定する幼稚園をいう。)及び保育所(同法第二条第三項に規定する保 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 育所をいう。)で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。次項におい も園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園(同法第二条第 認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こど より法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型 年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)附則第三条第一項の規定に にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、 施行日から起算して五年間は、改正後の第三十二条第三項及び第四項の規定 の職員の配置については、なお従前の例によることができる。 (平成二十四 て
- (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 条第八項を除く。)、改正後の第三十五条(同条第十項を除く。)及び改正後の 第三十六条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、改正後の第三十四条 (同
- 5 定こども いう。) 又は教頭 施行日から起算して五年間は、副園長(法第十四条第四項に規定する副園長 表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 園についての改正後の第三十二条第三項の規定の適用について (同条第七項に規定する教頭をいう。) を置く幼保連携型認 は

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

られるもの 施行日の前日において現に幼稚園(法第二条第二項に規定する幼稚園を に限る。以下この項において同じ。)を設置している者が 携型認定こども (その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認め 当該幼稚園と同一の所在場所において、 園を設置する場合における当該幼保連携型認 当該幼稚園の設備を用 当該幼 いう。 定定こ

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 の規定の適用については、当分の間、 ども園に係る改正後の第三十四条第三項及び第七項並びに第三十五条第八項 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

日の前日において現に保育所(法第二条第三項に規定する保育所をいう。	行日の前日において現に保育所(法第	施
乗じて得た面積 ルに満二歳以上満三歳未満の園児の数を三 保育室又に遊戯室 一・カハ平大メート	種 一様 一様 においま である はい は は で は で は で は で は で は で は で は で は	
乗じて得た面	:	八項
未満の園児のうちほふくする園児の数を		条第
一ほふく室が	<u> </u>	十分五五
を乗じて导と面責未満の園児のうちほふくした		第後 の
	一、乳児	改正
	, - ,	
	ューニ・三平方メートレこ満三歳以上り園	
得た数	上 八十を乗じた数に四百を加	
十を乗じた数に四百を加えて	三学級以一学級数から三を減じた数に	
学級以	下 三十を乗じた数に	
えて得た数	二学級以	七項
	学級数面	· 条 〔 第
以	それぞれ同表の下	十四四
学級数 一面積(平方メートル)	イ 次の表の上	第三
れぞれ同表の下欄に定める面積	積	後の
の上欄	一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面	改正
		三項
		条 - 第 [
		十二四
		第三
える 原児の待避上必要な設備を備 雨火建築物で 原児の待避上必要な設備を備		後改の正
		定
語み者があって	読み替えられる写名	る規
売 み春 こうご 叮		替える
		読み

7 育所を廃止し、 ども園に係る改正後の第三十四条第三項、第六項及び第七項の規定の適用につ られるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、 以下同じ。)(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認め それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 ては、 て幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こ 当分の間、 当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 传言月(治第二条第三項 当該保

三条十第後改 項第四三の正	定る替読 規えみ
物であること。 特)第二条第九号の二に規定する耐火建築 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一	読み替えられる字句
東物(同号ロに該当するものを除く。)で築物(同号ロに該当するものを除く。)で物又は同条第九号の三に規定する準耐火建物 子)第二条第九号の二に規定する耐火建築 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一	読み替える字句

七条十第項第四三	後改の正	六条十第後改 項第四三の正
マーイ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、 マれぞれ同表の下欄に定める面積 「三学級以 学級数から一を減じた数に 三学級以 学級数から一を減じた数に 三学級以 学級数から三を減じた数に 上 八十を乗じた数に三百三十 を加えて得た数 と 八十を乗じた数に四百を加 えて得た数 「こ・三平方メートルに満三歳以上の園 「児の数を乗じて得た面積	積 次に掲げ	一次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、そ 一満三歳以上の園児の数に応じ、次条第八 「次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、そ 一満三歳以上の園児の数に応じ、次条第八 での表の上欄に掲げる学級数に応じ、そ 一満三歳以上の園児の数に応じ、次条第八

8 の園児 規定する保育をいう。以下同じ。)に支障がないようにしなければならない 二条第八項に規定する教育をいう。 項の規定にかかわらず、 12 とができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上 の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(改正後の第三十四条第七項第 園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、 一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、 幼稚 おける当該幼保連携型認定こども園であって、 日 園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合 (法第十四条第六項に規定する園児をいう。 の前 日に いて現に幼稚園又は保育所を設置して 次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けるこ 以下同じ。) 及び保育(法第二条第九項に 当該幼保連携型認定こども園 以下同じ。) 当分の間、 いる者が の教育(法第 同条第五 当該幼稚

二 園児が安全に利用できること。

園児の移動時の安全が確保されていること。

- 三利用時間を日常的に確保できること。
- 対する教育及び保育の適切な提供が 可能であること。